

一般財団法人地域社会ライフプラン協会
定 款

制 定 平成 24 年 4 月 1 日
一部改正 平成 24 年 11 月 30 日
一部改正 平成 26 年 3 月 24 日
一部改正 令和 2 年 5 月 7 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人地域社会ライフプラン協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、地方公務員及び地域づくりに携わる関係者(以下「地方公務員等」という。)に係る生涯設計の支援及び良好な年金生活等の実現に資するための施策、サービス等に関する調査研究、企画開発、普及啓発等を行うとともに、地方公務員等の知識、経験等を生かした地域社会活動の推進等を図り、もって地方公務員等の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、地方行政の能率的な運営の確保と活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯生活設計に係る各種ライフプランセミナー、研修会及び講演会
- (2) 生涯生活設計に係る調査研究、企画開発、情報の収集及び提供並びにライフプランセミナー支援
- (3) 地域社会活動等に係る各種ライフプランセミナー、研修会及び講演会
- (4) 地域社会活動等に係る調査研究、企画開発、情報の収集及び提供並びにライフプランセミナー支援
- (5) 良好な年金生活の実現に資するための施策、サービス等(以下「シニアサービス」という。)に係る各種ライフプランセミナー、研修会及び講演会

- (6) シニアサービスに係る調査研究、企画開発、情報の収集及び提供並びにライフプランセミナー支援
 - (7) 生涯生活設計の支援、シニアサービスの充実等を図るために必要な人材の育成及び人材の地域間交流等の推進
 - (8) 年金、退職後の就業等に係る調査研究、企画開発、情報の収集及び提供
 - (9) 地方公共団体又は地方自治関係団体等が行う地方自治の振興に資する調査、研究、資料収集、研修及び出版の事業に対する助成
 - (10) ライフプラン施策等に係る研修、調査及び研究に関する諸外国との連携
 - (11) 地方公務員等の福利の向上に関する企画、調査研究及び福利厚生事業
 - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業について、この法人の知見を生かし、かつ、公益的な社会への還元観点から、この法人の目的を損なわない範囲において国家公務員を対象とした事業を行うことができる。
- 3 前2項の事業については、本邦及び海外において行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において、当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

(事業年度)

- 第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類については、定時評議員会に報告するものとし、第3号から第5号の書類については、定時評議員会に提出し承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に、評議員6名以上12名以内を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第12条 評議員に対して、会議出席1日当たり3万円を超えない範囲内の額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項については、評議員会の決議によって別に定める報酬等の支給規程による。

第5章 評議員会

(構成)

- 第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員のうち、1名を評議員会長とし、評議員の互選により選任する。

(権限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく、評議員会の招集の手続を行わなければならない。

(招集の通知)

- 第17条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第18条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。
- 2 評議員会の議長たる評議員会長が欠けたとき又は評議員会長に事故があったときは、評議員会長代理が、その職務を代行する。
 - 3 前項に規定する評議員会長代理は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する費用の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により評議員会の決議があったとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を、主たる事務所に備え置かなければならない。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、一般法人法の代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を常務理事とし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相

互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。

3 業務執行理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

2 非常勤の役員については、前項の規定にかかわらず理事会又は監事監査に出席1日当

たり 3 万円を超えない範囲内の額を、報酬として支給することができる。

3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 前 3 項に関し必要な事項については、評議員会の決議によって別に定める報酬等の支給規程による。

(顧問)

第 3 1 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 3 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 3 3 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の開催)

第 3 4 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般法人法第 1 9 7 条において準用する同法第 1 0 1 条第 2 項の規定に基づき、監事から理事長に対し、招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 3 5 条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、理事長が招集す

る。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事長は、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面により、開催の5日前までに、各役員に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第34条第3項第3号又は第5号の規定により臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選により議長を定める。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
- 2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第8章 会 員

(会員)

第42条 この法人の目的に賛同し財産を出捐した地方公共団体及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づいて組織する共済組合(以下「共済組合」という。)並びにこの法人の目的に賛同して助成金等を交付する団体、若しくは後援する団体及び個人を会員とすることができる。

2 会員の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員

3 会員に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

第9章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 この法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第44条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

2 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、地方公共団体又はその共済組合若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に寄付するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を受けて、理事長が任免する。
- 4 事務局の職員は、前項の職員を除き理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 8 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 1 2 章 雑 則

(運営細則)

第 4 9 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 号第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、山野岳義とし、業務執行理事は、鎌田英幸とする。

附 則

この定款は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。